**【工作物】**

**景観形成基準適合チェックシート（自然・田園地域、市街地区域）**

　景観上、配慮の必要な内容を「チェック内容」としています。チェック内容ごとに該当するかを確認し、該当する場合は、左側の□に✓を付けてください。「適・不適」は担当職員の記入欄ですので、記入不要です。

|  |  |
| --- | --- |
| **景観形成基準** | 擁壁、垣（生垣を除く）、柵、塀その他これらに類するものについては、緑化できる構造とするか、前後、上部を緑化し、構造物の見えがかりを少なくする。その他の工作物については、建築物の基準に準拠する。 |
|  |  |  |
| 項目 | **申請者記入欄** | 適・不適 |
| チェック内容（それぞれについて該当する場合は左側の□に✓をつけてください。） |
| 高さ・位置 | □ | 周囲の道路や公園などの公共の場から見て、周辺の森林や樹木等の自然景観やまちなみと調和し、周辺の建物等から著しく突出しない高さとしている。 |  |
| □ | 自然・田園区域では、周囲の道路や公園などの公共の場から見て、背景となる山並みの稜線を分断しない高さや位置としている。 |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 形態・意匠色彩素材 | □ | 形態・意匠のイメージを周辺の自然景観や建物等に合わせるなど、周辺の景観との調和を図っている。 |  |
| □ | 自然・田園地域に立地する場合は、過度に光沢、反射する素材の利用を避けている。 |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 市街地区域に立地する場合、別途法令などで定められたもの以外は、色彩について周辺のまちなみとの調和を図るとともに、遠くから目に付きやすい中高層や屋根面は、彩度を抑えた落着きのある色彩としている。 |  |
| □ | 自然・田園区域に立地する場合、別途法令などで定められたもの以外は、色彩について、色相Ｒ、ＹＲ、Ｙは彩度６以下、その他の色相は彩度４以下とするとともに、周辺の自然景観などとの調和をはかっている。 |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 敷地の緑化 | □ | 接道部や隣地境界部の緑化を行っている。 |  |
| □ | 敷地内の接道部や隣地境界部以外の部分について緑化に努めている。 |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他（付帯設備など） | □ | 外階段、配管や手すりやフェンス等を設置する場合は、道路等の公共の場所から見えないように設置するか、次のいずれかのとおり配慮している。 |  |
|  | ・ルーバーで覆ったり、工作物本体の一部に取り込んだりするなどの修景をしている。 |
|  | ・目立たないよう、工作物本体と同一若しくは同色系統の色彩としている。 |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

* 鉄塔もしくはそれに類するもの及び擁壁、垣（生垣を除く）、柵、塀その他これらに類するものについては、裏面の特別配慮事項についてもご確認ください。

※**擁壁、垣（生垣を除く）、柵、塀その他これらに類するものに対する特別配慮事項**

　擁壁、垣（生垣を除く）、柵、塀その他これらに類するものについては、以下の項目についても確認してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | **申請者記入欄** | 適・不適 |
| チェック内容（それぞれについて該当する場合は左側の□に✓をつけてください。） |
| 擁壁等の緑化 | □ | 緑化できる構造とし、できる限り緑化に努めている。 |  |
| □ | 前後、上部を緑化し、構造物の見えかかりを少なくしている。 |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※**鉄塔に関する特別配慮事項**

　鉄塔もしくはこれに類するものについては、以下の項目についても確認してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | **申請者記入欄** | 適・不適 |
| チェック内容（それぞれについて該当する場合は左側の□に✓をつけてください。） |
| 立地 | □ | 立地の選定及び高さの設定については、眺望景観の妨げにならないように配慮する。 |  |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 文化財など、特に重要な景観資源の周辺への立地は避ける。 |  |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 形態・意匠色彩素材 | □ | 形状を鋼管柱タイプにするなど、できる限りすっきりとした形態・意匠となるよう努めている。 |  |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 色については、背景が緑地等の自然地の場合は茶系で低明度または灰色で低～中明度とし、その他の場合は背景となる空に溶け込むように、溶融亜鉛メッキ色（低光沢色、N 7程度）としている。 |  |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※ **敷地内に駐車場を設置する場合の配慮事項**

敷地内に駐車場を設置する場合は、以下の内容についても御配慮ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **駐車場の緑化基準** | **◆出入口を除く接道部分は、植樹帯を設置すること。****◆植栽を行うなど、上記以外にも緑化に努めること。** |

※ 植栽により駐車場を囲む時は、犯罪防止や安心安全な空間となるように、ある程度の透視性を確保する必要があります。